



日本科学振興協会(JAAS)会費規程

制定:2022年6月24日

改訂:2025年6月12日 総会承認

(目的)

第1条 本規程は、日本科学振興協会(以下、「本法人」といいます。)の会員種別毎の会費と会員資格について規定します。

(会費)

第2条 正会員、賛助会員、協賛会員の会費は別表に掲げる通りとします。

2 正会員の会費について以下の通りとします。

- 一 次の2号のいずれにも該当しない個人 会費区分A
- 二 18歳以上30歳未満の個人、障がい者及びそれに準ずる個人 会費区分B
- 三 18歳未満の個人 会費区分C

3 前項の規定にかかわらず、理事会は、正会員の事情を勘案した会費の一部ないしは全部の免除等を行うことができます。

4 前項については、前年度末の申告等により、その適用を定めます。

(入会金)

第3条 本法人は、会員の入会にあたって、入会金を徴収しません。

(会費の適用)

第4条 会費は、年会費とします。毎年度4月1日を始期とし、翌年3月末日を終期とします。また、年度途中での退会に対して当該年度の会費は返却しません。

(会費の納入等)

第5条 会員は、毎年度、本法人からの請求を経て、納入期限までに会費を納入することとします。

- 2 会員が、会費の全部または一部を滞納した場合、本法人は過去に遡って定められた会費との差額の支払いを請求します。
- 3 会費の滞納に対して、本法人は繰り返し請求を行いますが、累次の請求にも拘わらず会費の納付がなされない場合、理事会は、当該会員の会員資格を停止または剥奪する場合があります。



(正会員の権利)

第6条 正会員は以下の権利を有します。

- 一 総会での議決権
- 二 理事および監事の選挙権および被選挙権
- 三 イベント案内や活動報告等本法人から情報提供を受ける権利
- 四 その他本法人が認める権利

(賛助会員の権利)

第7条 賛助会員は以下の権利を有します。

- 一 イベント案内や活動報告等本法人から情報提供を受ける権利
- 二 会員総会へオブザーバー参加する権利

(協賛会員の特典)

第8条 協賛会員は以下の権利を有します。

- 一 イベント案内や活動報告等本法人から情報提供を受ける権利
- 二 その他本法人が認める権利

(細則)

第9条 本規程のほか、会費の納入などの詳細は理事会が別途定めます。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、総会の議決によります。

附則 この規程は、2022年6月24日から施行します。

附則 この規程は、2025年6月12日から施行します。

別表 正会員、賛助会員、協賛会員の会費

正会員(年会費)		賛助会員(1口あたり年会費)		協賛会員(1口あたり年会費)	
個人(会費区分A)	¥10,000	個人	¥3,000	団体	¥50,000
個人(同B)	¥4,000			個人	¥50,000
個人(同C)	¥0				